

○保育所制度の解説

1 保育所の目的

保育所は、保護者が働いていたり、病気の状態にあるなどのため、家庭において十分保育することができない児童を、家庭の保護者にかわって保育をすることを目的とする施設であり、通所する児童の心身の健全な発達を図る役割も有するものである。

児童福祉法第39条は、保育所は日々保護者の委託を受けて、保育に欠ける児童の保育を行うという保育所の目的を規定している。

2 保育所の設備

児童福祉法第45条第1項の規定に基づき、「児童福祉施設最低基準」が厚生省令をもって制定されている。これは、児童福祉施設が一定の基準を保持して入所児童の福祉を確実に保障できるようにするためである。

保育所は、設置時及びその後において、常にこの児童福祉施設最低基準に定める設備と運営の基準に適合していなければならない。この省令の第32条から第36条まで規定されている最低基準の概要は次のとおりである。

(1) 乳児又は満2歳に満たない幼児のための乳児室又はほふく室、医務室等、満2歳以上の幼児のための保育室又は遊戯室、屋外遊戯場等のほか、調理室、便所等の設備を設けることとされている。

(2) 保育所には、職員として、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。

保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳の幼児おおむね20人につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上置くこととしているが、一保育所につき、2人を下回ることはできない。

(3) 保育所は、最低基準上は1日8時間の保育時間によって運営することを原則としており、その地方における乳幼児の保護者の労働時間その他の状況等を考慮して、保育所長が保育時間を定めることになっている。現在、11時間の開所が可能となるような措置を講じている。

(4) 保育所の保育内容は、健康状態の観察、服装等の異常の有無についての検査、自由遊び、午睡及び健康診断を含むものとされている。

以上の設備及び運営の基準は、設置後においても常時遵守されていることが必要であり、その遵守状況について、定期的に都道府県知事等の監督指導を受け、基準に達しないときは必要な改善勧告、改善命令、更には事業の停止、施設設置認可の取消等の処分を受けることがある。（児童福祉法第46条・第58条）

※ 広島県では、市町への権限移譲により県知事ではなく市町長が監督指導を行っています。

3 保育の実施

保育所は、保育に欠ける児童を入所させる児童福祉施設であって、児童を無条件に入所させるものではない。

市町村は、政令で定める基準に従い条例の定めるところにより保育に欠けると認める児童については、保護者から申込みがあったときは、保育所において保育しなければならない（児童福祉法第24条）と定められている。

平成9年6月1日児童福祉法が改正され（平成9年法律第74号）、保育所の入所方式がこれまでの市町村が措置（行政処分）として入所決定する仕組みから保護者が保育所を選択する方式に改められた。これに伴い、児童福祉法施行令の「措置」を「保育の実施」に改めたが、保育の実施に係る基準については従来どおりとしている（児童福祉法施行令第27条）。

4 保育所の設置認可等

市町村はあらかじめ都道府県知事に届け出て、その他の者（社会福祉法人等）は、都道府県知事（指定都市・中核市市長）の認可を経て、保育所の児童福祉施設を設置することができることとされている。（児童福祉法第35法第3項、第4項）

(1) 設置者が市町村の場合

都道府県知事にあらかじめ届け出る事項は次のとおりである。

- ア 名称、種類及び位置
- イ 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面
- ウ 運営の方法
- エ 経営の責任者及び福祉の実務幹部職員の氏名及び幹部職員の氏名及び経歴
- オ 収支予算書
- カ 事業開始の予定年月日

(2) 設置者が市町村以外の場合

前記のアからカまでの事項のほか、

- ア 設置する者の経歴及び資産状況を明らかにする書類
- イ 保育所を設置しようとするものが法人である場合にあっては、その法人格を有することを証する書類
- ウ 法人又は団体においては、寄附行為その他の契約を添付して設置認可申請を行わなければならない（児童福祉法施行規則第37条第2項）。

**※ 広島県では、市町への権限移譲により県知事ではなく市町長に届け出ることに
なります。**

○幼稚園制度の解説

1 幼稚園の目的

幼稚園は、3歳以上の幼児を対象として、「幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長すること」を目的とし（学校教育法第22条）、小学校以降の生活や学習の基盤を培う学校教育の始まりとしての役割を担っている。

2 幼稚園の施設、設備、編成の基準

幼稚園の設置、施設、設備、編成上の基準は、学校教育法の規定に基づき、「幼稚園設置基準（文部科学省令）」に定められている。

(1) 1学級の幼児数は35人以下を原則とする。

(2) 幼稚園には、園長を置くほか、学級数と同数以上の専任の教諭を置く。

園長が専任でない場合には、各学級に置かなければならない教諭等のほか、更に、教頭、教諭、助教諭あるいは講師1人を置く。

(3) 幼稚園には、職員室、保育室、遊戯室、保健室、便所、飲料水用設備、手洗用設備、足洗用設備を備えなければならない。特別の事情がある場合には、保育室と遊戯室、職員室と保健室はそれぞれ兼用でき、また、保育室は学級数を下回ってはならない。

また、園舎は2階建以下を原則とする。園舎を2階建とする場合及び特別の事情があるため園舎を3階建以上とする場合には、耐火建築物で幼児の退避上必要な施設を備える園舎に限って保育室、遊戯室及び便所を第2階に置くことができる。

(4) 幼稚園の1日の教育時間は、4時間を標準とする。幼稚園の毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き、39週を下ってはならない。

また、幼稚園では地域の実態や保護者の要請により、教育課程に係る教育時間の終了後等に希望する者を対象に、教育活動（預かり保育）が行われている。

3 幼稚園教育

幼稚園教育は、幼児期の発達の特性に照らして、幼児の自発的な活動としての「遊び」を重要な学習として位置付け、「幼稚園教育要領（文部科学省告示）」に従って教育課程が編成されている。

4 幼稚園の設置認可等

幼稚園は、学校教育法に規定する正規の学校であり、その設置者は、国、地方公共団体及び学校法人である。ただし、私立幼稚園は、当分の間、学校法人以外の者が設置することができることになっている。

設置にあたっては、公立の幼稚園は都道府県教育委員会への届出、私立の幼稚園は都道府県知事の認可が必要となっている。